沖縄セルラー電話株式会社	八四三・〇一MHzを超え八四五・九九MHz以下	
	八六〇・〇一MHzを超え八六九・九九MHz以下	
	八七〇・〇四MHzを超え八七四・八二MHz以下	
ソフトバンクモバイル株式会社	一、四八五・九MHzを超え一、四九五・九MHz以下	
	二、一一五・五一MHzを超え二、一二九・四九MHz以下	
イー・モバイル株式会社	一、八四四・九MHzを超え一、八五九・九MHz以下	

○総務省告示第三百九十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十一年七月三十日

総務大臣　佐藤　勉

第4の表を次のように改める。

1475.9MHzを超え1510.9MHz以下	
1844.9MHzを超え1859.9MHz以下	
1864.9MHzを超え1879.9MHz以下	
2545MHzを超え2575MHz以下	
2595MHzを超え2625MHz以下	

○総務省告示第三百九十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十一条の四第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月三十日

総務大臣　佐藤　勉

別表第一中「株式会社東京放送」を「株式会社TBSテレビ」に、「株式会社ティー・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ」を「株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ」に改める。

別表第二中「株式会社東京放送」を「株式会社TBSテレビ」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○政治資金適正化委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十一年七月三十日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏名
二一八六六	七、一〇	浅田　均
二一八六七	七、一〇	宮崎　邦夫
二一八六八	七、一〇	鈴木　憲司
二一八六九	七、一〇	板崎　一雄
二一八七〇	七、一〇	戸次威左武
二一八七一	七、一〇	神尾　榮一
二一八七二	七、一〇	海老沼秀文
二一八七三	七、一〇	横井　保夫
二一八七四	七、一〇	弘中　俊雄
二一八七五	七、一〇	曽根　正雄

○法務省告示第三百五十号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十一年八月一日から効力を生ずる。

平成二十一年七月三十日

法務大臣　森　英介

さいたま地方法務局所属　橋本　和夫
富山地方法務局所属　箕輪　千秋
札幌法務局所属　小川　賢一
徳島地方法務局所属　若井　伸一

○法務省告示第三百五十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように認証紛争解決事業者の氏名若しくは名称又は住所の変更に係る届出があったので、同法第十三条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年七月三十日

法務大臣　森　英介

認証紛争解決事業者の氏名若しくは名称又は住所の変更

変更前　社団法人日本商事仲裁協会
東京都千代田区有楽町一丁目九番一号
変更後　一般社団法人日本商事仲裁協会
東京都千代田区神田錦町三丁目十七番
地廣瀬ビル三階

○法務省告示第三百五十二号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年七月三十日

法務大臣　森　英介

氏　名　デイビッド・スコット・ロビンズ
生年月日　千九百五十二年三月四日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第三百五十三号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次の者に対し、次のとおり特定外国法を指定した。

平成二十一年七月三十日

法務大臣　森　英介

一　指定を受けた者
氏　名　デイビッド・スコット・ロビンズ
生年月日　千九百五十二年三月四日
国　籍　アメリカ合衆国
原資格国　アメリカ合衆国ニューヨーク州
二　指定をした特定外国法
外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項第一号によるもの
連合王国において効力を有し、又は有した法

○法務省告示第三百五十四号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十一年七月三十日

法務大臣　森　英介

氏　名　クリストファー・オルソン・ハザウェイ
生年月日　千九百七十五年四月十九日
国　籍　アメリカ合衆国

○法務省告示第三百五十五号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十一年七月三十日

法務大臣　森　英介

住所　神奈川県相模原市淵野辺本町３丁目19番５号
ラフマトウラ・デラワリ　昭和20年２月10日生
住所　千葉市稲毛区園生町1223番地１
劉沐含　昭和45年７月16日生
馮暐　平成15年12月24日生
住所　千葉県市川市南行徳１丁目11番４号
陳音如　昭和52年10月10日生
住所　群馬県富岡市南蛇井613番地５
朱淑惠　昭和45年６月13日生
住所　東京都調布市上石原３丁目54番地３
高淑芬　昭和35年５月29日生
住所　東京都新宿区百人町２丁目21番７号
洪麗滓　昭和61年３月４日生
住所　宮城県本吉郡南三陸町入谷字中の町127番地
葛秀娥　昭和43年10月18日生
住所　東京都江戸川区南小岩５丁目９番９号
姚明　昭和44年２月19日生